

お茶の水会・平成卒業生の会 会則

第一条 名称

当会は、「お茶の水会・平成卒業生の会（以下平成卒業生の会という）」と称する。

第二条 目的

1. 平成卒業生の会は、東京医科歯科大学を平成年度に卒業した者が、お茶の水会外部の組織や人材と交流する機会を提供する。当該活動を通じて、お茶の水会の活性化を図る事を目的とする。
2. 学科と卒業年度を問わない同窓生の交流の場を提供し、様々に異なる経験に基づく知識と智恵を結集して親睦と互助に努める。

第三条 組織

1. 平成卒業生の会の会員は東京医科歯科大学を平成年度に卒業した者及び在学生の有志を中心に構成される。
2. 平成卒業生の会に幹事会を置く。
3. 幹事会は幹事により構成される。

第四条 幹事、役員の選出

1. 平成卒業生の会は、若干名の幹事をおく。
2. 平成卒業生の会には、次の役員をおくものとする。役員は、幹事の互選により定める。
 - ① 会長 1名（会を代表し、会務を統括する）
 - ② 副会長 2名（会長を補佐し、会務を統括する）
 - ③ 幹事長 1名（会の事務局として、会務を遂行する）
 - ④ 幹事長補佐 1名（幹事長を補佐する）
 - ⑤ 会計 1名（会の会計を管理し、処理する）
 - ⑥ 監事 1名（会の運営を監査する）
3. 各同窓会（医科同窓会、歯科同窓会、検査同窓会、看護同窓会、技友会及びさつき会）に広報委員を各1名おく。

第五条 運営

事業の計画及び各集いの企画及び実施は、幹事会にて決定され行われる。

第六条 事務局

1. 平成卒業生の会に事務局をおく。
2. 事務局は、会長の命を受けて、日常業務を推進する。
3. 事務局の要員は、平成卒業生の会会員から会長が委嘱する。

第七条 経費

平成卒業生の会の経費は、補助金、寄付金、その他収入をもってこれに当てる。

第八条 報酬

会長を含む幹事は無報酬とする。

第九条 会則の変更

この会則の変更は幹事会の議決を経て行う。

第十条 解散

平成卒業生の会の解散は、幹事会の決議を経て、お茶の水会に届ける。

附則

この会則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。